地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）交付要綱　別紙１－３
＜産業振興事業＞

目　次

【標準事業】

１　産業観光振興施設整備事業（ハード）　－ 1 ページ

ア　産業活性化支援施設整備事業

イ　観光レクリエーション基盤施設整備事業

ウ　新エネルギー等開発利用施設整備事業

エ　港湾利用促進施設整備事業

(ｱ)国際化推進施設整備事業

(ｲ)港湾観光支援施設整備事業

(ｳ)海洋性レクリエーション振興施設整備事業

２　産業観光振興事業（ソフト）　－ 3 ページ

ア　地域特産品奨励に関する事業

イ　農林水産業の振興に関する事業

ウ　商工業の振興に関する事業

エ　食関連産業の振興に関する事業

オ　地域雇用対策に関する事業

カ　観光業の振興に関する事業

キ　省エネルギー・新エネルギーの促進に関する事業

３　新産業創造事業（ソフト）　－ 4 ページ

４　農業振興施設等整備事業（ハード）　－ 8 ページ

５　漁業振興設備等整備事業（ハード）　－ 9 ページ

【地域産業基盤整備事業】

６　小規模土地改良事業（ハード）　－10 ページ

７　小規模林道整備事業（ハード）　－13 ページ

８　小規模治山事業（ハード）　－15 ページ

９　船揚場整備事業（ハード）　－17 ページ

1　産業観光振興施設整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 交付対象事業の１の(1)産業活性化支援施設整備事業については、次に掲げる団体（以下「公共的団体等」という。）に対し補助し、又は出資する事業も対象とすることができる。 (1) 公共的団体（営利を目的としない法人（農業協同組合及び医療法人を除く。）。） (2) 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するもの ア　資本金等の２分の１以上を市町村が出資する法人 イ　資本金等の４分の３以上を市町村及び公共的団体が出資する法人
交付対象事業		1　交付対象となる事業は次のとおり (1) 産業活性化支援施設整備事業 食クラスター活動の推進などの産業活性化に資する各種施設（物産館、地場産品加工・研究施設、道の施策として推進を図っている間伐材利用施設等）の整備事業を対象とする。ただし、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業を除く。 (2) 観光レクリエーション基盤施設整備事業 (3) 新エネルギー等開発利用施設整備事業 ア　「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成 12 年北海道条例第 108 号）第２条第２号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。 イ　新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に導入する開発利用施設とする。 ウ　交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 エ　地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採択上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画(継続事業の場合も含む。)をもって１件とする。 (4) 港湾利用促進施設整備事業 臨港地区等（臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域等）港湾管理者が管理している区域、又は臨港地区等に隣接し、港湾地区等と一体となっている区域において実施される事業で､次に掲げる施設の整備事業を対象とする。 ア　国際化推進施設整備事業 外国語表記の案内板、物産品等の展示場の他、外国人就労者の利便性向上のための休憩所、トイレ、照明施設など、港湾や地域の国際化に効果の高い施設の整備事業 イ　港湾観光支援施設整備事業 道路（歩道を含む。）、駐車場、公園、港湾案内板（標識を含む。）、安全対策施設、歴史的建造物の復元・保存、水質等の環境改善など、港湾や地域の観光振興に効果の高い施設の整備事業 ウ　海洋性レクリエーション振興施設整備事業 マリーナ、ボートパーク、魚釣施設、ビーチ、安全対策施設など、海洋性レクリエーションの振興に効果の高い施設の整備事業 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		1　別紙２－３の第２の１に定めるとおり 2　上記のほか、交付対象事業の１の(1)産業活性化支援施設整備事業について

	は、事業実施主体の負担を最低３分の１とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。
財産の取扱い	別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い	１　継続事業に係る取扱い 事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 ２　交付対象事業の１の(1)産業活性化支援施設整備事業に係る取扱い (1) 3,000 万円以上の交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降３年間、各年度の終了後３ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第 155 号様式）を局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降３年間とする。）。 (2) 局長は、(1)で提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。 ３　交付対象事業の１の(3)新エネルギー等開発利用施設整備事業に係る取扱い 地熱天然ガスボーリング探査については、必要に応じ地方独立行政法人北海道立総合研究機構の立会いのもとに作成した検査調書の写しを添付して提出させるものとする。
事業計画に係る提出書類	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

2　産業観光振興事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合、複数の市町村で構成する協議会等、局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　市町村のほか民間団体や個人等が構成員に含まれている協議会等であって、市町村が主体になっている場合においては、交付限度額は市町村として取り扱うことができる。 ３　市町村が構成員に含まれていない協議会等であっても、当該協議会等が実施する事業に対し複数の関係市町村が補助し、局長が特に必要と認める場合は、交付限度額は一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等として取り扱うことができる。 ４　実施する事業のうち、局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、交付の単位の規定を適用しないことができる。
交付対象事業		１　交付対象となる事業は次のとおり (1) 地域特産品奨励に関する事業 (2) 農林水産業の振興に関する事業 (3) 商工業の振興に関する事業 (4) 食関連産業の振興に関する事業 (5) 地域雇用対策に関する事業 道が策定した「第２期北海道雇用・人材対策基本計画」に沿って実施する事業を対象とする。 (6) 観光業の振興に関する事業 (7) 省エネルギー・新エネルギーの促進に関する事業 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成 12 年北海道条例第 108 号）第２条第１号に定める「省エネルギー」及び同条例第２条第２号に定める「新エネルギー」の導入を促進する事業を対象とする。 ２　上記のほか、別紙２－１の第２の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交　付 限度額	上限額	１　単一市町村 500 万円 ２　一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 1,000 万円 ３　局長が適当と認める者 300 万円
	下限額	１　単一市町村、一部事務組合及び広域連合、複数市町村で構成する協議会等 50 万円 ２　局長が適当と認める者 10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）（別記第２号様式））
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

3　新産業創造事業（ソフト事業）【標準事業】

交付対象者		局長が適当と認める者 なお、局長が適当と認める者は、次により取り扱うものとする。 １　局長が適当と認める者とは、原則として、地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体であり、法人であるか否かを問わない。 ２　１の規定を適用せず、別表１に掲げる者を対象とすることができる。
採択の基本的な考え方		本事業の採択にあたっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。 また、交付対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。 １　中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。 ２　事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。 ３　自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。 ４　責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。
定義		本事業にあたっては、次のとおり定義する。 １　「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第２条に規定する中小企業者をいう。 ２　「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野産業振興ビジョン（平成９年１月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野及び文化・レジャー関連分野の６分野をいう。 ３　「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業(以下「新規成長分野等創造事業」という。)及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業（以下「生活産業創出事業」という。）をいう。 ４　「特別対策事業」とは、構造改革等の影響が大きい中小企業者等の新産業創造や経営多角化を促進する事業(以下「新分野進出支援事業」という。)、離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業(以下「事業者育成事業」という。)及び新たな人材を受け入れることによりニュービジネスを展開し市場規模の拡大等を促進する事業（以下「労働者受入事業」という。）をいう。
交付対象事業		別表１に掲げるとおりのほか、次のとおり。 １　別紙２－１の第２の２の表の左欄に掲げる事業は交付対象外とする。 ２　次のいずれかに該当するものは、原則として採択しないものとする。 (1) 機器購入、委託に係る費用の合計額が交付対象経費のおおむね８割以上を占めているもの (2) 過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業 (3) フォーラム、講演会、セミナー等(以下「フォーラム等」という。)の開催事業。ただし、事業の成果を企業や道民に広く普及し、事業化に向けた協力者や支援者を確保するためにフォーラム等を開催するなど、新しい産業づくりに向けた全体計画の中で位置付けが明確であるものや道（振興局）がフォーラム等の企画・運営に特別の関与を行っているものなどは、この限りではない。
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第２の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	300 万円
	下限額	10 万円
	その他	別紙２－３の第１の２に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の２に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ソフト事業）(別記第２号様式)

事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）
成果報告書の提出	交付事業者は、交付要綱第 14 に定める実績報告書の提出後、1 か月以内に局長に対し成果報告書を提出するものとする。

別表１（新産業創造事業（ソフト事業）における交付対象事業及び交付対象者）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>交付対象事業</th><th colspan="2">交付対象者</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１
一般事業</td><td>(1)
新規成長分野等創造事業</td><td rowspan="3">ア　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な調査、研究、技術開発事業
イ　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な研究会・研修会等の開催、専門家等の招へい、従業員等の派遣事業
ウ　新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な展示会・商談会等への参加や開催事業
エ　その他局長が特に認める事業</td><td colspan="2">札幌市を除く北海道内の次に掲げる者
ア　中小企業者
イ　中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号（以下「中団法」という。））第３条第１項に定める中小企業団体
ウ　次の公益法人
(ｱ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。）第４条の規定による公益認定を受けた公益法人（以下「公益法人法第４条の公益法人」という。）
(ｲ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。）第 40 条第１項及び第 41 条第１項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、同法第 106 条第１項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例社団法人等」という。）
エ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年６月２日法律第 48 号。）第２条に定める一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。）
オ　特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第７号）第２条に定める特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）
カ　任意グループ。ただし、構成員の２分の１以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。</td></tr>
<tr><td>(2)
生活産業創出事業</td><td colspan="2">札幌市を除く北海道内の次に掲げる者
ア　中小企業者
イ　中団法第３条第１項に定める中小企業団体
ウ　次の公益法人
(ｱ) 公益法人法第４条の公益法人
(ｲ) 特例社団法人等
エ　一般社団法人等
オ　北海道市民活動促進条例（平成 13 年３月 30 日北海道条例第５号）第６条に定める市民活動団体
カ　任意グループ。ただし、構成員の２分の１以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２
特別対策事業</td><td>(1)
新分野進出支援事業</td><td rowspan="3">ア　地域における新産業の創造及び起業化、情報化等に係る調査検討事業
イ　新製品・新サービス等に関する研究、技術開発事業
ウ　異業種間・産業間・他地域との技術・ノウハウ等交流事業
エ　新技術・新サービスの導入等に関する研究会、研修会等開催事業
オ　試験研究機関、大学企業等への技術者等派遣事業</td><td>北海道内の次に掲げる者であって、当該団体又は当該団体の構成員のいずれかが右の要件に該当するもの
ア　中団法第３条第１項に定める中小企業団体
イ　次の公益法人
(ｱ) 公益法人法第４条の公益法人
(ｲ) 特例社団法人等
ウ　一般社団法人等
エ　任意グループ。ただし、構成員は３者以上であり、かつ、構成員の２分の１以上が中小企業者で構成されているものに限る。
なお、事業者育成事業の交付対象者である当該任意グループにおいては、事業を営んでいないが今後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。ただし、みなし中</td><td>完成工事高の概ね 50％以上が公共事業となっている建設業を営む者、又は直近１年間のうちいずれかの３ヶ月間の売上高（受注高）が前年同期と比べ概ね 10％以上減少している者。ただし、構成員の場合は中小企業者に限る。</td></tr>
<tr><td>(2)
事業者育成事業</td><td>離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者</td></tr>
<tr><td>(3)
労働者受入事業</td><td>事業化後１年間に当該事業において離職者又は失業者等を３名以上雇用する者</td></tr>
</table>

		カ　新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ　新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク　新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ　その他局長が特に認める事業	小企業者のみから構成される当該任意グループは交付対象外とする。 オ　特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）	

4　農業振興施設等整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 1　農業協同組合 2　営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地法第２条第３項に規定する農地所有適格法人又は農業者（自ら業として農業を営む者又は農業に従事する者をいう。以下同じ。）等の組織する団体であって、法人格を有しないものにあっては代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に生計を別にする３名以上の農業者を含み、かつ、農業者が構成員の２分の１を占め、代表者が農業者であるものに限る。）
交付対象事業		1　地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修費（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、園芸施設共済又は民間事業者等が提供する保険の加入を要件とする。 (1) 地域農業のシステム化のための事業 農作業の受委託や協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化の取組みに必要な事業 (2) 農村における新たな産業おこしのための事業 地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業 (3) 地域水田農業の高度化のための事業 米産地の再編、転作作物の定着、耕畜連携や園芸作物の導入等による経営の複合化など、多様な地域水田農業の高度化に取り組む事業 2　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		1　交付対象事業に要する経費 2　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	1　市町村 １億円 2　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		1　事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。 2　3,000 万円以上の交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降３年間、各年度の終了後３ヶ月以内に、事業効果報告書（別記第 155 号様式）を局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降３年間とする。）。 3　局長は、2で提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

5　漁業振興設備等整備事業（ハード事業）【標準事業】

交付対象者		市町村、一部事務組合及び広域連合 ＜市町村が補助することができる団体＞ 次に掲げる団体（代表者、規約等の定めがあるものであって、原則として３戸以上の受益戸数がある事業を実施するものに限る。） １　漁業協同組合 ２　漁業生産組合 ３　漁業者及び漁業従事者を主構成員とするもの ４　漁業の振興等を目的として組織された団体
交付対象事業		１　地域水産業の体質強化を図るために必要な機械・器具など、次に掲げる設備整備事業等とし、当該設備整備等に付随する設置工事等についても対象とする。ただし、市町村が団体に補助する事業で、以下の(5)～(7)の事業を実施する場合には、市町村が事業費の一部を負担する場合に限り対象とする。 (1) 共同化・協業化促進事業 生産体制の効率化とコスト削減に向けた共同化等の事業 (2) 高齢者・女性就労環境支援事業 高齢漁業者の生きがいづくりや女性の就労環境の改善等の事業 (3) 地域関連産業連携支援事業 漁業と地域の関連産業との連携に必要な事業 (4) 漁業新技術導入事業 新たな漁業生産システムの導入に向けて必要な事業 (5) 密漁監視・害敵駆除など、資源の適正管理のための事業 (6) 新たなる漁場づくりや荒廃漁場の機能回復のための事業 ２　上記のほか、別紙２－１の第１の定めによる
交付対象経費		１　交付対象事業に要する経費 ２　上記のほか、別紙２－２の第１の定めによる
交付率		２分の１以内
交付の単位		10 万円
交付限度額	上限額	１　市町村 １億円 ２　一部事務組合及び広域連合 ２億円
	下限額	500 万円 交付対象事業の１の(1)、(2)、(3)及び(4)については、市町村が団体等に補助する場合に限り下限額を 200 万円とする。
	その他	別紙２－３の第１の１に定めるとおり
交付金の算定		別紙２－３の第２の１に定めるとおり
財産の取扱い		別紙２－４の第１に定めるとおり
その他の取扱い		１　3,000 万円以上の交付金を受け、これを他の団体等に補助した交付事業者は、交付金の交付を受けた年度の翌年度以降３年間、各年度の終了後３ヶ月以内に、事業効果報告書（地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）に係る事業効果報告書（別記第 155 号様式）を局長に提出しなければならない（継続事業で複数年度に渡り交付金を交付された場合は、最終交付年度の翌年度以降３年間とする。））。 ２　局長は、１で提出のあった事業効果報告書の内容について、交付事業の効果の確保を図るため必要があるときは、交付事業者又は間接補助事業者に対し調査等を実施し、助言、指導等を行うものとする。
事業計画に係る提出書類		地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・標準事業）事業実施概要書（ハード事業）（別記第１号様式）
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（標準事業、福祉振興・介護保険基盤整備事業、集落維持・活性化促進事業、エゾシカ緊急対策事業）（別記第 90 号様式）

6　小規模土地改良事業（ハード事業）【地域産業基盤整備事業】

<table>
<tr><td>交付対象者</td><td colspan="2">市町村、土地改良区、農業協同組合、局長が適当と認める者</td></tr>
<tr><td>交付対象事業</td><td colspan="2">国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な整備を機動的に行い、農用地や農業用施設の高度利用や集落環境の保全を図り、豊かで特色ある農村づくりを推進することを目的として実施する事業で、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、原則として交付の対象外とする。
１　交付対象となる事業は、単年度で完了する次の事業とする。
<table>
<tr><th>区分</th><th>工種</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">生産基盤</td><td>農業用用排水施設</td><td>農業用用排水施設の新設、廃止又は変更</td></tr>
<tr><td>暗渠排水</td><td>完全暗渠、補助暗渠、心土破砕、補水渠の新設又は変更</td></tr>
<tr><td>農地造成</td><td>農用地の造成又は改良</td></tr>
<tr><td>区画整理</td><td>農用地の区画形質の変更</td></tr>
<tr><td>客土</td><td>客土、混層耕、土壌改良など</td></tr>
<tr><td>除礫</td><td>除礫</td></tr>
<tr><td>農道整備</td><td>農道の新設、廃止又は変更</td></tr>
<tr><td>営農用水</td><td>飲雑用水施設整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">防災安全</td><td>農地保全</td><td>農用地及び農業用施設の保全に必要な整備</td></tr>
<tr><td>防災安全施設</td><td>農業集落の防災と安全に必要な施設の整備</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">その他、局長が特に必要と認めるもの</td></tr>
</table>
２　交付対象地区の採択に当たっては、次の事項のすべてを満たすものとする。
(1)　国又は道の他の補助金等の採択基準に該当しないもの。
(2)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第６条第１項の規定に基づき指定された農業振興地域内で実施されるもの。</td></tr>
<tr><td>交付対象経費</td><td colspan="2">交付対象事業に要する次の経費
１　純工事費
２　測量及び試験費
３　用地費及び補償費
４　換地費
５　交換分合費
６　工事雑費</td></tr>
<tr><td>交付率</td><td colspan="2">２分の１以内</td></tr>
<tr><td>交付の単位</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>400 万円</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>50 万円
※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td>交付金の算定</td><td colspan="2">交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内</td></tr>
<tr><td>交付の条件</td><td colspan="2">事業内容の変更について、交付要綱第 10 の２は適用せず、次の場合に限り、局長の承認を不要とする。
１　工種別の事業量の 30 パーセントを超えない変更の場合
２　事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が 3.5 パーセントを超えない変更の場合</td></tr>
<tr><td>財産の取扱い</td><td colspan="2">別紙２－４の第４の１に定めるとおり</td></tr>
<tr><td>事業計画に係る提出書類</td><td colspan="2">地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）採択希望（計画・実績）概要書（別記第４号様式）※地区ごとに作成すること。</td></tr>
<tr><td>事業遂行状況報告に係る様式</td><td colspan="2">事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模土地改良事業）（別記第 92 号様式）</td></tr>
<tr><td>実績報告に添付する関係書類</td><td colspan="2">交付事業遂行計画書（別記第 111 号様式）（道の会計年度が終了したときに行う実績報告の場合に限る。）</td></tr>
<tr><td>その他留意事項（土地改良法の手続）</td><td colspan="2">次に掲げる場合にあっては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）の手続きを履行の上、事業を実施するものとする。
１　土地改良区が土地改良事業を実施する場合（ただし、維持管理事業の一環として事業を実施する場合は除く。）
２　換地又は交換分合を実施する場合
３　市町村が、条例により法第 96 条の４において準用する法第 36 条第１項の規定による経費を賦課徴収する場合</td></tr>
<tr><td>その他留意事項（個別事業における特例）</td><td colspan="2">１　工事の契約
交付対象事業に係る建設工事を請負により施行しようとする場合は、特に随意契約を必要とするものを除き、一般競争入札又は指名競争入札の方法によらなければならない。</td></tr>
</table>

2　事業着手届

交付対象事業に着手したときは、事業着手届（別記第 140 号様式）により速やかに事業着手届を局長に提出しなければならない。

3　工事の完成等

(1) 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに交付事業に係る工事完成届（別記第 94 号様式）の工事完成届に関係書類を添えて、局長に提出するものとする。

(2) 局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、交付規則第 13 条第２項の規定により、北海道請負工事検査要領（昭和 46 年８月６日付け局総第 373 号副出納長通達）、農政部所管工事検査方法書（昭和 46 年８月６日付け改一第 417 号農地開拓部長通達）を準用して建設工事の検査を行うものとし、検査結果については、別記第 95 号様式で明らかにするものとする。

4　事業の検査

局長は、交付規則第４条の規定（実績に基づき、交付金の交付の申請があった場合に限る。）又は交付規則第 15 条の規定により現地調査を実施するときには農業農村整備事業等事務検査要領（平成８年４月１日付け土指第４号農政部長通達）に準じ、別記第 149 号様式によりこれを行うものとする。

5　帳簿及び書類の備付け

交付事業者は、交付規則第 22 条の規定により、次の帳簿及び書類を備えなければならない。

(1) 法令等の許認可に関する書類
(2) 交付申請書（設計図書を含む。）及び交付金交付に関する書類
(3) 契約書、承諾書、調査成果品等の事業実施に関する書類
(4) 受益者の負担に関する書類
(5) 会計に関する書類
(6) 用地買収、補償等に関する書類
(7) 取得財産台帳（別記第 119 号様式）、その他必要な帳簿及び書類

6　工事雑費

(1)　工事雑費は、交付対象事業施行のため直接必要な現場事務所等の経費であって、別表２に示す区分に従い支出した経費に限るものとする。

また、工事雑費の額は、工事費の 3.5 パーセントの範囲内において必要な額とする。

(2)　工事雑費での備品の購入については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　交付事業者は、事業の実施に必要なもので１件 20 万円以上の備品を購入しようとするときには、備品購入承認申請書（別記第 144 号様式）を提出し、局長の承認を受けるものとする。ただし、この場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に基づき計算した償却額を損料として交付対象とし、各年度の交付対象経費は交付対象事業に要した月数分とする。

年度の交付対象経費＝各年度の損料×交付対象事業に要した月数／12
ただし、交付対象事業の着手日及び完了日が月の途中である場合には、それぞれ１か月として切り上げるものとする。

イ　局長は、アにおいて承認又は不承認するときには、別記第 145 号様式で交付事業者に通知するものとする。

ウ　交付事業者は、局長の承認のあった備品を購入したときには、速やかに損料報告書（別記第 146 号様式）により報告するものとする。

なお、損料の計算方法は、交付事業者が次の定率法又は定額法のいずれかを選択するものとし、償却率及び残存価格は大蔵省令の定めるところによるものとする。

a　定率法
(a) 初年度
取得価格×償却率
(b) 次年度以降
（取得価格－前年までの償却額累計）×償却率

b　定額法
（取得価格－残存価格）
×償却率

(3)　(2)のイで承認を受けた交付事業者は、次年度以降において、当該備品を他の農業農村整備事業又は小規模土地改良事業の他地区における交付対象経費に変更する場合には、備品に関する交付対象地区変更承認申請書（別記第 147 号様式）を提出して局長の承認を受けるものとする。

(4)　局長は、(3)を承認又は不承認するときには、別記第 148 号様式で交付事業者に通知するものとする。

別表２（小規模土地改良事業における工事雑費使途基準）

工　事　雑　費　使　途　基　準

区　　分	説　　明
報酬	用地買収、土地物件等の評価及び登記の事務を処理するための報酬とする。
賃金	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員（任命行為等の一定の形式により正規の地位を有しない臨時職員）に対する賃金とする。
共済費 社会保険料	前項の区分から賃金が支弁される者に対する事業主負担の保険料とする。
報償費	用地買収及び補償における立会人の謝金等とする。
需用費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水料 修繕料	各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、印紙その他の消耗品費とする。 庁用燃料、自動車等の燃料費とする。 図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費とする。 電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料とする。 庁用器具類、自動車等の修繕料とする。
役務費 通信運搬費 広告料 手数料 筆耕翻訳料 自動車損害保険料	郵便料、電信電話料、運搬費等とする。 用地買収交渉、補償交渉等事業遂行上特に必要と認められる場合の広告料とする。 土地等の鑑定料、登記手数料及び計器検査手数料とする。 設計書等の筆耕料及び文献等の翻訳料とする。 自動車損害賠償責任保険の保険料とする。
委託料	測量、設計、登記事務等の委託料とする。
使用料及び 賃　借　料	自動車、会議用会場、駐車場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料とする。
備品購入費 庁用器具費 機械器具費	庁用器具類の購入費とする。 自動車（乗用車を除く。）等の購入費とする。
公課費 自動車従量税	交付事業で取得した自動車（乗用車を除く。）に限るものとする。

7　小規模林道整備事業（ハード事業）【地域産業基盤整備事業】

<table>
<tr><td>交付対象者</td><td>市町村、森林組合（山村活性化小規模基盤整備事業は除く。）</td></tr>
<tr><td>交付対象事業</td><td>国庫補助事業等の採択基準に満たない小規模な林道（経営林道）や支派線路網（生産林道）の整備、生活環境や保健休養施設の整備、林道周辺環境の整備を行うことで、林業の振興と山村地域の活性化を図ることを目的として実施する事業で、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、原則として交付の対象外とする。
<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1 小規模林業地域整備事業</td><td colspan="2">(1) 経営林道整備事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 山村活性化小規模基盤整備事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 林道周辺環境整備事業</td><td>ア 林道周辺整備事業</td></tr>
<tr><td>イ 環境改良事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">2 生産林道整備事業</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>交付対象経費</td><td>1　小規模林業地域整備事業
(1) 経営林道整備事業
経営林道（利用区域 30 ヘクタール以上で、林道規程（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）による自動車道の規格・構造を有するもの）の開設又は改良に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）
(2) 山村活性化小規模基盤整備事業
小規模な生活環境や保健休養施設の整備に要する経費（本工事費、測量及び試験費、用地費、補償費、工事雑費、事務雑費）
(3) 林道周辺環境整備事業
森林レクリエーション施設にアクセスする林道の改良に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、次に該当するもの
ア　林道周辺整備事業
既設林道の安全通行確保を目的とした施設整備
イ　環境改良事業
間伐材の利用普及等を目的とした既設林道の工作物（木製土留、木柵等）の改良
2　生産林道整備事業
生産林道の整備に要する経費（本工事費、工事雑費、事務雑費）で、利用区域において５年以内に次のうちいずれか１つ以上の施業の計画があるもの
(1) 伐採量　1,000 立方メートル以上
(2) 人工造林面積　　10 ヘクタール以上
(3) 人工林間伐面積　10 ヘクタール以上
(4) 延べ保育面積　　50 ヘクタール以上</td></tr>
<tr><td>交付率</td><td>２分の１以内</td></tr>
<tr><td>交付の単位</td><td>千円</td></tr>
<tr><td>交付限度額</td><td>
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">交付金の交付の対象となる事業</th><th rowspan="2">上限額</th><th colspan="2">下限額</th></tr>
<tr><th>市町村</th><th>森林組合</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1 小規模林業地域整備事業</td><td colspan="2">(1) 経営林道整備事業</td><td>－</td><td>500 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2) 山村活性化小規模基盤整備事業</td><td>－</td><td>500 万円</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(3) 林道周辺環境整備事業</td><td>ア 林道周辺整備事業</td><td>1,200 万円</td><td>500 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td>イ 環境改良事業</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td><td>10 万円</td></tr>
<tr><td colspan="3">2 生産林道整備事業</td><td>－</td><td>500 万円</td><td>10 万円</td></tr>
</table>
※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、 下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td>交付金の算定</td><td>交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内</td></tr>
<tr><td>財産の取扱い</td><td>別紙２－４の第４の２に定めるとおり</td></tr>
<tr><td>事業計画に係る提出書類等</td><td>1　提出書類
(1) 事業計画概要書（地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業）事業計画概要書（別記第５号様式）
(2) 小規模林業地域整備事業にあっては、(1)のほか次の書類を提出すること。
ア　計画路線実態調書又は計画施設実態調書
イ　計画路線写真帳又は計画施設写真帳
ウ　位置図（縮尺５万分の１）</td></tr>
</table>

	エ　森林施業図（縮尺５千分の１） オ　計画路線全体計画書 カ　土地使用承諾書の写し キ　林道台帳の写し ク　その他局長が指示する書類 (3) 生産林道整備事業にあっては、(1)のほか次の書類を提出すること。 ア　生産林道整備事業予定計画書（別記第６号様式） イ　位置図（縮尺５万分の１） ウ　森林施業図（縮尺５千分の１） エ　その他局長が指示する書類 ２　交付の内示 局長は、計画の適否及び予算の配分状況を勘案の上、交付金の対象とする事業を採択し、交付申請者に交付の内示を行うものとする。この場合において、交付申請者が森林組合である場合は、局長は採択事業の実施予定箇所の市町村長あてに、この内示の写しを添えて通知するものとする。
交付申請書に添付する関係書類	１　維持管理規程又はその案を交付申請書に添付するものとし、当該維持管理規程又はその案には、原則として次の事項を記載するものとする。 (1) 目的又は趣旨 (2) 管理の責任者に関すること (3) 林道台帳の整備、内容変更の記録等に関すること (4) 積載量、運行速度、一時使用禁止等利用制限に関すること (5) 構造物の破損等損害賠償に関すること (6) 使用料を徴収する場合の徴収額の基準等に関すること (7) 標柱、指導標、警戒標等の設置に関すること ２　次により作成した実施設計書及び図面を交付申請書に添付するものとする。 (1) 小規模林業地域整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、知事の定める労務費資材単価並びに歩掛及び林道事業設計指針に基づいたものとする。 (2) 生産林道整備事業に係る設計図書の作成に当たっては、「造林事業に付帯する作業道等実施基準」（平成 18 年４月 19 日付け森整第 98 号）に基づいたものとする。
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業）（別記第 93 号様式）
その他留意事項（個別事業における特例）	１　事業着手届 交付対象事業に着手したときは、事業着手届（別記第 141 号様式）により速やかに事業着手届を局長に提出しなければならない。 ２　工事の完成等 (1) 交付事業者は、工事が完成したときには、工事完成届（別記第 94 号様式）に次の書類を添えて局長に提出するものとする。 ア　工事完成検査調書の写し イ　完成設計図書 (2)　局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成 15 年 5 月 16 日付け水林総第 683 号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。 ３　財産の維持管理 (1) 小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の維持管理については原則として交付事業者が管理方法を定め、自ら管理しなければならない。ただし、当該林道又は施設の管理を他の市町村又は森林組合若しくは北海道森林組合連合会に委ねることが適当であるときにはこの限りではない。 (2) (1)のただし書の場合にあっては、交付事業者は次の書類を添付して局長に報告するものとする。 ア　変更理由書 イ　指定した管理者の同意書 ウ　指定した管理者の維持管理規定又はその案 (3) 小規模林業地域整備事業により取得した林道又は施設の管理者は、別に定める林道台帳等を整備し、永久に保存するものとする。 なお、記載事項に異動が生じた場合には、その状況、経過を明示しておくものとする。 (4) 生産林道整備事業により取得した生産林道は、交付事業者が善良な管理者としての注意をもって管理するとともに、生産林道整理簿（別記第 151 号様式）を整備し、５年間保存するものとする。

8　小規模治山事業（ハード事業）【地域産業基盤整備事業】

交付対象者		市町村
交付対象事業		国庫補助事業等の採択基準に満たない荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事を行うことで、国土の保全、民生の安定に資することを目的として実施する事業で、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付の対象外とする。 １　交付対象となる事業は、１箇所の事業費が 1,000 万円以上の小規模荒廃地復旧工事であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 人家、道路に被害を与え、又は与えると認められるもの (2) 農地２ha 未満に被害を与え、又は与えると認められるもの ２　次のいずれかに該当する場合にあっては、採択しないものとする。 (1) 森林経営上の不当行為に起因するもの (2) 鉱石又は土石の採取、捨土、土地造成等明らかに人為的な原因に基づくものであって、その責任が明らかなもの (3) 工事の費用に比して、その経済効果の著しく小さいもの (4) 明らかに、他の事業において維持管理する必要のあるもの
交付対象経費		交付対象事業に要する次の経費（それぞれの経費に委託費、工事雑費、事務雑費を含めるものとする。） １　山腹工事 小規模な崩壊箇所や崩壊の兆しがある箇所に施行する土留工、法切工等に要する経費 ２　渓間工事 渓流からの土砂流出を抑制するためのダム工、流路工等に要する経費 ３　森林整備工事 荒廃した林地を復旧するための植栽工、保育等に要する経費
交付率		２分の１以内
交付の単位		千円
交付限度額	上限額	－
	下限額	500 万円 ※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。
交付金の算定		交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内
交付の条件		事業内容の変更について、交付要綱第 10 の２は適用せず、次の場合に限り、局長の承認を不要とする。 １　事業費の内訳に係る交付対象経費の減額の場合 ２　事業費の内訳に係る交付対象経費の増額が、変更前の交付対象経費の額の 30 パーセントを超えない増額の場合 ３　事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める工事雑費の割合が 1.5 パーセントを超えない変更の場合 ４　事業費の内訳に係る交付対象経費のうち、工事費に占める事務雑費の割合が３パーセントを超えない変更の場合
財産の取扱い		別紙２－４の第４の３に定めるとおり
事業計画に係る提出書類等		１　提出書類 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・小規模治山事業）計画書（別記第 93 号様式） ２　現地調査 局長は、１の事業計画書を受理したときは、その計画内容について審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。
交付申請書に添付する関係書類		設計図書
事業遂行状況報告に係る様式		事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業）（別記第 93 号様式）
その他留意事項（個別事業における特例）		１　事業着手届 交付対象事業に着手したときは、事業着手届（別記第 142 号様式）により速やかに事業着手届を局長に提出しなければならない。 ２　工事の完成等 (1) 交付事業者は、工事が完成したときには、工事完成届（別記第 94 号様式）に関係書類を添えて局長に提出するものとする。

	(2) 局長は、(1)の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について(平成 15 年 5 月 16 日付け水林総第 683 号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。 3　標識の設置 次の事項を記載した標識を、交付対象事業により実施した工事目的物の見やすい場所に表示するものとする。 (1) 事業名（交付金により実施している事業であることを明示すること。） (2) 市町村名 (3) 注意事項等 4　設計及び積算 (1) 交付事業の設計については、災害の原因、崩壊地の状況、地形、地質等を詳細に検討し、治山技術基準（昭和 46 年３月 27 日付け 46 林野治第 648 号）に基づき行うものとする。 (2) 事業費の積算は、森林整備事業設計積算要領（平成 12 年３月 31 日付け 12 林野治第 138 号）により行い、工事雑費及び事務雑費の積算はそれぞれ次によるものとする。 ア　工事雑費 工事費（工事雑費を除く。）に 1,000 分の 15 を乗じて得た額の範囲内とする。 イ　事務雑費 工事費に 1,000 分の 30 を乗じて得た額の範囲内とする。 5　帳簿及び書類 (1) 交付事業者は、次に掲げる帳簿及び書類を備えるものとする。 ア　収入及び支出を記載した書類及び帳簿 イ　物品購入簿及び受払簿 ウ　使役簿 エ　工事の実施状況写真 オ　工事監督員記録簿 カ　事業台帳（別記第 152 号様式） キ　営繕施設簿（別記第 153 号様式）（該当する場合のみ必要とする。） ク　機械器具簿（別記第 154 号様式）（該当する場合のみ必要とする。） ケ　その他事業の施工上、必要な書類 (2) 交付事業者は、当該交付事業が完了した後、速やかに当該年度に係る(1)のカ～クのそれぞれの帳簿の写しを局長に提出しなければならない。 6　施設の維持管理 (1) 交付事業者は、当該交付事業によって設置された施設がその目的に従って維持され、かつ、機能を発揮するよう当該施設の管理方法を定め、その施設を管理するものとする。 (2) 交付事業者は、(1)の施設が、災害その他の事由によってき損壊、又は滅失したときは、局長にその状況又はそれに対して措置した内容等を遅滞なく報告するものとする。 (3) 局長は、(2)の報告があったときは、速やかに現地調査を行い、必要に応じ、その内容について「民有林治山事業関係災害報告の取り扱い方針について」（平成３年２月 27 日付け治山第 1271 号）に準じて知事に報告するとともに、その対策について協議するものとする。

9　船揚場整備事業（ハード事業）【地域産業基盤整備事業】

<table>
<tr><td>交付対象者</td><td colspan="2">市町村
＜市町村が補助することができる団体＞
漁業協同組合</td></tr>
<tr><td>交付対象事業</td><td colspan="2">国庫補助事業等の採択基準に満たないため、漁港が整備されない沿岸小集落の生産基盤の整備を行い、漁労作業の省力化等による漁業生産の向上を図ることで、漁家経営の安定と地域の恒久的な発展を推進することを目的として実施する事業で、次の事業を交付の対象とする。ただし、国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については、原則として交付の対象外とする。
１　事業実施主体
事業実施主体は、市町村、漁業協同組合とする。ただし、漁業協同組合が実施主体となる事業については、市町村が補助事業者の場合に限る。
２　対象事業等
(1) 事業種目及び事業内容は、次の表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><th>事業種目</th><th>事業内容</th></tr>
<tr><td>漁船保全施設</td><td>斜路、巻き上げ機、スベリ等</td></tr>
<tr><td>附帯施設</td><td>波除堤、機械庫等</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>局長が特に必要と認める施設</td></tr>
</table>
(2) １の事業の実施については、次の点に留意するものとする。
ア　単独の浚渫については、交付対象事業から除くものとする。
イ　事業の実施基準については、別に定める「漁港施設設計要領」によるもののほか、次のとおりとする。
(ｱ) 斜路の標準勾配は、原則として１／６～１／10 とし、船型は３トン未満船を対象とする。
(ｲ) 巻き上げ機の標準能力は、原則として 10 馬力とし、漁船規模は３トン未満とする。
３　事業対象地区等
(1) 原則として、漁港区域外の地区とする。ただし、漁港区域内であっても、他の制度による実施が困難で、かつ、緊急を要する施設整備など局長が特に認める事業を実施する場合は、この限りではない。
(2) 受益漁家数は、原則５戸以上 20 戸未満とする。</td></tr>
<tr><td>交付対象経費</td><td colspan="2">１　交付対象経費は、事業に要する次の経費とする。
(1) 漁船保全施設の整備
斜路、巻き上げ機、スベリ等の新設、増設及び改良に要する経費
(2) 附帯施設の整備
波除堤、機械庫等の新設、増設及び改良に要する経費
(3) その他局長が特に必要と認める施設の整備
２　対象経費の考え方
(1) 施設設置に伴う許認可事務に要する経費は、事業費に含めるものとする。
(2) １における「新設、増設及び改良」の考え方は次のとおりとする。
ア　新設
新たに工作物を設置し、又は新たに機械器具等を設置するもの（既存施設の耐用年数の概ね２分の１を過ぎているものであって、当該施設等の能力が 1.3 倍以上になる更新を含む。）
イ　増設
既存の施設と異なる位置にこれと同目的の施設を一体的に新設するもの
ウ　改良
通常の維持管理では行い得ない土木的事業であって、機能の向上が見込まれるもの（単に原型復旧のものは除く。）</td></tr>
<tr><td>交付率</td><td colspan="2">２分の１以内</td></tr>
<tr><td>交付の単位</td><td colspan="2">千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">交付限度額</td><td>上限額</td><td>1,000 万円
※局長が事業の遂行上、特に必要と認める場合には、上限額を1,500万円とする。</td></tr>
<tr><td>下限額</td><td>100 万円
※局長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、下限額を適用しないことができる。</td></tr>
<tr><td>交付金の算定</td><td colspan="2">交付対象経費に交付率を乗じて得た額の範囲内</td></tr>
<tr><td>交付の条件</td><td colspan="2">事業内容の変更について、交付要綱第 10 の２は適用せず、施設の構造に変更をきたさない場合に限り、局長の承認を不要とする。</td></tr>
</table>

事業計画に係る提出書類等	事業実施計画書の提出及び取扱いは次のとおりとする。 １　提出書類 (1) 事業毎に作成 ア　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・船揚場整備事業）事業計画（実績書）（別記第９号様式） イ　地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・地域産業基盤整備事業・船揚場整備事業）事業計画書・事業概要書（別記第８号様式） (2) 特別な事由により分割継続事業の場合に作成 船揚場整備事業全体事業計画書（別記第 10 号様式） ※交付申請者は、事業計画書を作成するときは、必要に応じて、振興局建設管理部の助言を受けるものとする。 ２　事業実施計画の承認 局長は、交付申請者から事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、本事業の目的に適合すると認めたときは、交付金交付予定額及び交付申請書の提出期日を当該交付申請者に通知する。 ３　事業実施計画の承認基準 事業実施計画の承認に当たっては、次の事項等を基本にするとともに、事業の緊急性を考慮するものとする。 (1) 漁港施設整備等と有機的な連携の下に相乗効果を高め、地域における生産基盤の総合的な整備が期待できるもの。 (2) 漁船保全施設等の機能を高め漁港施設整備等の国庫補助事業につながるもの。 (3) 国又は道の他の補助事業の採択基準を満たさない、小規模で集落単位の生産基盤整備を実施するもの。
事業遂行状況報告に係る様式	事業遂行状況報告書（地域産業基盤整備事業・小規模林道整備事業、小規模治山事業、船揚場整備事業）（別記第 93 号様式）
その他留意事項（個別事業における特例）	１　事業着手届 交付対象事業に着手したときは、工事着手届（別記第 143 号様式）により速やかに事業着手届を局長に提出しなければならない。 ２　工事の完成等 (1) 交付事業者は、工事が完成したときには、速やかに工事完成届（別記第 94 号様式）に関係書類を添えて局長に提出するものとする。 (2) 局長は、１の規定による工事完成届を受理したときは、北海道水産林務部請負工事検査方法書の制定について（平成 15 年 5 月 16 日付け水林総第 683 号水産林務部長通達）に準じ、工事完成検査を行うものとする。 なお、あらかじめ指定した職員に当該工事を検査させる場合にあっては、当該職員に別記第 150 号様式の検査調書を作成させるものとする。